

新潟市景観計画 新旧対照表（案）

変 更 案	現 行																																	
新 潟 市 景 観 計 画 1 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係） （１） 景観計画区域 新潟市全域を景観計画区域とする。 （２） 区域の区分 （略） 景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」、特別区域以外を「一般区域」と区分する。 特別区域には、下記の <u>5</u>地区を設定する。 <table><tr><th></th><th>地区名</th><th>地区の概況</th></tr><tr><td>ア</td><td>二葉町 1 丁目 1 区地区</td><td>日本海や松林に隣接し，中心市街地に近接した閑静な住宅地であり，「都市景観形成地区」に指定された地区。 （面積 約3.4ha）</td></tr><tr><td>イ</td><td>信濃川本川大橋下流沿岸地区</td><td>本市を代表する景観のひとつとして，将来にわたって市民共通の資産として，景観形成を図るべき地区。 （面積 約133.7ha）</td></tr><tr><td>ウ</td><td>旧齋藤家別邸周辺地区</td><td>江戸時代から続く料亭，明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 （面積 約1.6ha）</td></tr><tr><td>エ</td><td>旧小澤家住宅周辺地区</td><td>廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ，みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 （面積 約0.8ha）</td></tr><tr><td>オ</td><td><u>古町花街地区</u></td><td><u>江戸時代にさかのぼる全国随一の料亭をはじめ、茶屋・置屋などの歴史的な花街建築が集中し、新潟の芸妓文化と伝統的な花街を象徴する景観として保存を図るべき地区。</u> <u>（面積 約5.3ha）</u></td></tr></table> 「特別区域は、計画図表示のとおり。」		地区名	地区の概況	ア	二葉町 1 丁目 1 区地区	日本海や松林に隣接し，中心市街地に近接した閑静な住宅地であり，「都市景観形成地区」に指定された地区。 （面積 約3.4ha）	イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	本市を代表する景観のひとつとして，将来にわたって市民共通の資産として，景観形成を図るべき地区。 （面積 約133.7ha）	ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	江戸時代から続く料亭，明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 （面積 約1.6ha）	エ	旧小澤家住宅周辺地区	廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ，みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 （面積 約0.8ha）	オ	<u>古町花街地区</u>	<u>江戸時代にさかのぼる全国随一の料亭をはじめ、茶屋・置屋などの歴史的な花街建築が集中し、新潟の芸妓文化と伝統的な花街を象徴する景観として保存を図るべき地区。</u> <u>（面積 約5.3ha）</u>	新 潟 市 景 観 計 画 1 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係） （１） 景観計画区域 新潟市全域を景観計画区域とする。 （２） 区域の区分 （略） 景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」、特別区域以外を「一般区域」と区分する。 特別区域には、下記の <u>4</u>地区を設定する。 <table><tr><th></th><th>地区名</th><th>地区の概況</th></tr><tr><td>ア</td><td>二葉町 1 丁目 1 区地区</td><td>日本海や松林に隣接し，中心市街地に近接した閑静な住宅地であり，「都市景観形成地区」に指定された地区。 （面積 約3.4ha）</td></tr><tr><td>イ</td><td>信濃川本川大橋下流沿岸地区</td><td>本市を代表する景観のひとつとして，将来にわたって市民共通の資産として，景観形成を図るべき地区。 （面積 約133.7ha）</td></tr><tr><td>ウ</td><td>旧齋藤家別邸周辺地区</td><td>江戸時代から続く料亭，明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 （面積 約1.6ha）</td></tr><tr><td>エ</td><td>旧小澤家住宅周辺地区</td><td>廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ，みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 （面積 約0.8ha）</td></tr></table> 「特別区域は、計画図表示のとおり。」		地区名	地区の概況	ア	二葉町 1 丁目 1 区地区	日本海や松林に隣接し，中心市街地に近接した閑静な住宅地であり，「都市景観形成地区」に指定された地区。 （面積 約3.4ha）	イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	本市を代表する景観のひとつとして，将来にわたって市民共通の資産として，景観形成を図るべき地区。 （面積 約133.7ha）	ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	江戸時代から続く料亭，明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 （面積 約1.6ha）	エ	旧小澤家住宅周辺地区	廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ，みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 （面積 約0.8ha）
	地区名	地区の概況																																
ア	二葉町 1 丁目 1 区地区	日本海や松林に隣接し，中心市街地に近接した閑静な住宅地であり，「都市景観形成地区」に指定された地区。 （面積 約3.4ha）																																
イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	本市を代表する景観のひとつとして，将来にわたって市民共通の資産として，景観形成を図るべき地区。 （面積 約133.7ha）																																
ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	江戸時代から続く料亭，明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 （面積 約1.6ha）																																
エ	旧小澤家住宅周辺地区	廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ，みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 （面積 約0.8ha）																																
オ	<u>古町花街地区</u>	<u>江戸時代にさかのぼる全国随一の料亭をはじめ、茶屋・置屋などの歴史的な花街建築が集中し、新潟の芸妓文化と伝統的な花街を象徴する景観として保存を図るべき地区。</u> <u>（面積 約5.3ha）</u>																																
	地区名	地区の概況																																
ア	二葉町 1 丁目 1 区地区	日本海や松林に隣接し，中心市街地に近接した閑静な住宅地であり，「都市景観形成地区」に指定された地区。 （面積 約3.4ha）																																
イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	本市を代表する景観のひとつとして，将来にわたって市民共通の資産として，景観形成を図るべき地区。 （面積 約133.7ha）																																
ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	江戸時代から続く料亭，明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 （面積 約1.6ha）																																
エ	旧小澤家住宅周辺地区	廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ，みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 （面積 約0.8ha）																																

2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第3項関係) (1) 基本理念 (略) (2) 基本目標 (略) (3) 実現に向けての基本姿勢 (略) (4) 基本方針 (略) (5) 特別区域の方針 ア 二葉町1丁目1区地区 (略) イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区 (略) ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 (略) エ 旧小澤家住宅周辺地区 (略) <u>オ 古町花街地区</u> <u>(ア) まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、全国随一の料亭中心の伝統的花街として歴史的な風情を感じる景観づくりを進める。</u> <u>(イ) 新道沿いの空間は、細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し、芸妓に似合う、和の風情を基調とした景観づくりを進める。</u> <u>(ウ) 東堀・西堀・古町通沿いの空間は、花街の趣きを感じつつ、活気ある景観づくりを進める。</u> <u>(エ) 歴史的建造物は、歴史的な価値を尊重した修理・復原を図り、歴史的建造物以外の建造物は、地区の特性を踏まえた修景を図ることで、オーセンティシティを重視した景観づくりを進める。</u> <u>(オ) 道路空間においては、歴史的なまちなみと調和した素材を用いるなど、質の高い景観づくりを進める。</u> 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係) (1) 一般区域 (略) (2) 特別区域 ア 二葉町1丁目1区地区 (略)	2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第3項関係) (1) 基本理念 (略) (2) 基本目標 (略) (3) 実現に向けての基本姿勢 (略) (4) 基本方針 (略) (5) 特別区域の方針 ア 二葉町1丁目1区地区 (略) イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区 (略) ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 (略) エ 旧小澤家住宅周辺地区 (略) 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係) (1) 一般区域 (略) (2) 特別区域 ア 二葉町1丁目1区地区 (略)
--	--

イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区（略）

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区（略）

エ 旧小澤家住宅周辺地区（略）

オ 古町花街地区

届出対象行為（新道ゾーン）

<u>（ア） 建築物の新築、増築、改築又は移転</u>
<u>（イ） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u> <u>ただし、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く</u>
<u>（ウ） 工作物の新設、増築、改築又は移転</u>
<u>（エ） 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u>
<u>（オ） 道路から見える木竹の植栽又は伐採</u>

届出対象行為（東堀・西堀・古町通ゾーン）

<u>（ア） 建築物の新築、増築、改築又は移転</u>
<u>（イ） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u> <u>ただし、当該変更部分の面積の合計が 10 平方メートルを超えないものを除く</u>
<u>（ウ） 工作物の新設、増築、改築又は移転</u>
<u>（エ） 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u> <u>ただし、当該変更部分の面積の合計が 10 平方メートルを超えないものを除く</u>
<u>（オ） 道路から見える木竹の植栽又は伐採</u>

景観形成基準（新道ゾーン）

<u>対象事項</u>		<u>景観形成基準(行為制限)</u>
<u>建</u> <u>築</u> <u>物</u>	<u>高さ</u>	<u>○市道中央 3－8 0 号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から 4 0 メートル以下、市道中央 3－8 0 号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から 3 0 メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。</u> <u>●新道に面する部分は、2 階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、2 階建てとするよう努めること。</u>
	<u>配置</u>	<u>○歴史的建築物の壁面の位置は、既存の位置を維持すること。ただし、建築当初の外観を尊重して復原するために位置を変更する場合は、この限りではない。</u> <u>●歴史的建築物以外の新道ゾーンの 3 階以上の壁面は、2 階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、2 階以下の壁面より 1 . 8 メートル以上後退すること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の壁面の位置を超えないこと。</u> <u>●歴史的建築物以外の新道ゾーンの 2 階以下の壁面は、周辺との壁面の連続性を</u>

イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区（略）

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区（略）

エ 旧小澤家住宅周辺地区（略）

		<u>維持するため、新道の道路境界に近接させるよう努めること。ただし、やむを得ず後退する場合は、新道の道路境界から３メートル以内の後退を標準とし、新道の道路境界に近接させて門、塀又は庭を設置するなど、周辺との壁面の連続性を維持するよう努めること。</u>								
	<u>形態意匠及び色彩</u>	○<u>歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。</u> ○<u>歴史的建築物以外の建築物は、当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。</u> ○<u>歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用されていた素材や工法による維持や復原を基本とすること。</u> ○<u>歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。</u> ○<u>歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。</u> ○<u>歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。</u> ○<u>木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。</u> ●<u>新道側に表側を見せること。</u> ●<u>新道ゾーンでは、間口の狭い建物の建ち並ぶまちなみを維持するため、間口方向に壁面が長大となる場合は、壁面の色彩、素材、形態による分節化を行うなどの工夫に努めること。</u> ●<u>新道ゾーンの建具は、木製を基本とし、アルミその他の素材を用いる場合には縦棧又は格子をつけるよう努めること。</u> ●<u>新道ゾーンでは、シャッターを使用しないよう努めること。</u> ●<u>新道ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。</u> <table><tr><td><u>色相</u></td><td><u>明度</u></td><td><u>彩度</u></td></tr><tr><td><u>無彩色</u></td><td><u>2 以上 8.5 以下</u></td><td><u>二</u></td></tr><tr><td><u>10 R ～ 5 Y</u></td><td><u>2 以上 7 以下</u></td><td><u>4 以下</u></td></tr></table>	<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>	<u>無彩色</u>	<u>2 以上 8.5 以下</u>	<u>二</u>	<u>10 R ～ 5 Y</u>	<u>2 以上 7 以下</u>
<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>								
<u>無彩色</u>	<u>2 以上 8.5 以下</u>	<u>二</u>								
<u>10 R ～ 5 Y</u>	<u>2 以上 7 以下</u>	<u>4 以下</u>								

			上記以外 2 以下	
			●新道ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 ○外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。 ○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。	
	特定屋内広告物		●新道ゾーンの特定屋内広告物は、建築物の1階以下の部分にあつては、住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場（以下、「1営業所等」という。）につき、総表示面積を1平方メートル以内とすることとし、建築物の2階以上の部分にあつては、表示しないものとする。 ●新道ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。 ●新道ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。	
	建築設備等		○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。 ○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎることはない、風情ある夜間景観の創出に努めること。 ○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。	
	外構		○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。 ●新道ゾーンに屋外駐車スペースを設ける場合は、新道の道路境界沿いに門又は	

		<u>塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。</u> ●<u>新道ゾーンの外構舗装は、新道の石畳と調和する色彩や素材の使用に努めること。</u>											
工 作 物	形態意 匠及び 色彩	○<u>歴史的工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。</u> ○<u>歴史的 work物以外の work物は、当該区域内にある歴史的 work物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的 work物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。</u> ○<u>アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。</u> ●<u>新道ゾーンでゴミ庫及び自動販売機を設置する場合は、道路から見えにくい位置に設置するか、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景すること。</u> ●<u>新道ゾーンの駐車場には、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。</u> ●<u>新道ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的 work物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。</u> <table border="1"> <tr> <th><u>色相</u></th><th><u>明度</u></th><th><u>彩度</u></th></tr> <tr> <td><u>無彩色</u></td><td><u>2 以上 8.5 以下</u></td><td><u>二</u></td></tr> <tr> <td><u>10 R ～ 5 Y</u></td><td rowspan="2"><u>2 以上 7 以下</u></td><td><u>4 以下</u></td></tr> <tr> <td><u>上記以外</u></td><td><u>2 以下</u></td></tr> </table> ●<u>新道ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的 work物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。</u>	<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>	<u>無彩色</u>	<u>2 以上 8.5 以下</u>	<u>二</u>	<u>10 R ～ 5 Y</u>	<u>2 以上 7 以下</u>	<u>4 以下</u>	<u>上記以外</u>	<u>2 以下</u>
<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>											
<u>無彩色</u>	<u>2 以上 8.5 以下</u>	<u>二</u>											
<u>10 R ～ 5 Y</u>	<u>2 以上 7 以下</u>	<u>4 以下</u>											
<u>上記以外</u>		<u>2 以下</u>											
木竹		○<u>既存の植栽は、適切に維持管理すること。</u> ●<u>新道ゾーンの樹木を伐採しないよう努めること。</u> ●<u>新道ゾーンに植樹する場合は、当該区域内の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種を選定するよう努めること。</u>											

備考 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

注1 新道とは、市道中央3－8 1号線のうち市道西大畑町秣川岸通線と直交するまでの北側の区間及び市道中央3－8 2号線をいう。

- 2歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。
- 3歴史的工物とは、建築基準法施行の際、現に存する工物をいう。
- 4特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1)建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面（以下、「屋内面」という。）に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

(2)建築物の内側において建築物に定着させて表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等
- 5可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

景観形成基準（東堀・西堀・古町通ゾーン）

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	○市道中央3－80号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から40メートル以下、市道中央3－80号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から30メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。
	配置	○歴史的建築物の壁面の位置は、既存の位置を維持すること。ただし、建築当初の外観を尊重して復原するために位置を変更する場合は、この限りではない。
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的建築物以外の建築物は、当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。 ○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。 ○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。 ○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を

	<u>使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。</u> ●<u>東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。</u> <table><tr><th><u>色相</u></th><th><u>明度</u></th><th><u>彩度</u></th></tr><tr><td><u>無彩色</u></td><td rowspan="3"><u>2以上8.5以下</u></td><td><u>二</u></td></tr><tr><td><u>10R～5Y</u></td><td><u>4以下</u></td></tr><tr><td><u>上記以外</u></td><td><u>2以下</u></td></tr></table> ●<u>東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を2階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の2階以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。</u> ○<u>外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。</u> ○<u>勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の建築当初から使用されている材料の色彩は、この限りではない。</u> ○<u>色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。</u>	<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>	<u>無彩色</u>	<u>2以上8.5以下</u>	<u>二</u>	<u>10R～5Y</u>	<u>4以下</u>	<u>上記以外</u>	<u>2以下</u>	
<u>色相</u>	<u>明度</u>	<u>彩度</u>										
<u>無彩色</u>	<u>2以上8.5以下</u>	<u>二</u>										
<u>10R～5Y</u>		<u>4以下</u>										
<u>上記以外</u>		<u>2以下</u>										
<u>特定屋内広告物</u>	●<u>東堀・西堀・古町通ゾーンの特定屋内広告物は、地上からの高さ15メートル以下の部分にあっては、一の開口部の面積に対する当該開口部における1営業所等あたりの表示面積の合計の割合を4分の1以内とすることとし、地上からの高さ15メートルを超える部分にあっては、表示しないものとする。</u> ●<u>東堀・西堀・古町通ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。</u> ●<u>東堀・西堀・古町通ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。ただし、1基につき0.5平方メートルを超えないものは、この限りでない。</u> ○<u>点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。</u>											
<u>建築設備等</u>	○<u>室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から</u>											

		見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、3,000ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。 ○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。 ○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかな灯りによる演出の工夫に努めること。										
	外構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。										
工 作 物	形態意匠及び色彩	○歴史的作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的作物以外の作物は、当該区域内にある歴史的作物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンの基調色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的作物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。 <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td rowspan="3">2 以上 8.5 以下</td><td>二</td></tr><tr><td>10 R ～ 5 Y</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> ●東堀・西堀・古町通ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、歴史的作物の建築当初から使用されている材料の色彩又は着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩は、この限りではない。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 8.5 以下	二	10 R ～ 5 Y	4 以下	上記以外	2 以下
色相	明度	彩度										
無彩色	2 以上 8.5 以下	二										
10 R ～ 5 Y		4 以下										
上記以外		2 以下										
木竹		○既存の植栽は、適切に維持管理すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。										

備考 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

注1 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

2 歴史的工物とは、建築基準法施行の際、現に存する工物をいう。

3 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

(1) 屋内面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

(2) 建築物の内側において建築物に定着させて表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

4 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

(3) 適用除外 (略)

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

(略)

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとし、新潟市屋外広告物条例(平成7年条例第59号)第6条の規定に基づく規格は、下記のとおりとする。

(1) 一般区域

新潟市屋外広告物条例施行規則(平成8年規則第17号)別表第1のとおりとする。

(2) 特別区域

イ 信濃川沿岸地区(万代シテイ広告物活用地区を除く。) 令和6年4月1日施行

種類		基準	
建築物又は工物を	屋上広告	表示数	1面につき1広告内容(1広告主)であること。
	〔「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。〕	高さ	地上からの高さ10メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内

(3) 適用除外 (略)

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

(略)

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとする。併せて、下記の特別区域については、その地域特性に合わせた配慮を行うものとする。

	地区名	配慮事項
イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	信濃川本川大橋下流沿岸地区(万代シテイ広告物活用地区は除く。)においては、萬代橋を活かし、開放感のある景観となるよう、以下の事項に配慮すること。 ●屋上広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下 ●壁面広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下(自家用広告物等(ビル又は建物の名称及び社章等に限る。)を除く。) 【その他】地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。 地上からの高さ10メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。

利用するもの		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	高さ	地上からの高さ 10 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
	（「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	表示面積	設置する壁面の面積の 4 分の 1 以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 地上からの高さ 10 メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。 (3) 地上からの高さ 10 メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。
	突出広告	表示個数	1 壁面につき 3 個以内（自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表第 2(2) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
	（「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）をいう。）	高さ	地上からの高さ 10 メートル以下
		道路への突出幅	1 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱等を利用する	巻付広告及び直接塗装広告	表示個数	柱 1 本につき 1 個
	（「巻付広告」又は「直接塗装広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。）	長さ	1.5 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から 1.2 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告	表示個数	柱 1 本につき 1 個
	（「袖付広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するも	長さ	1.5 メートル以下
		突出幅	0.8 メートル以下
		広告物等	歩道上
ウ	旧 齋藤家別邸周辺地区	●突出広告は以下のとおりとする。 【高 さ】地上からの高さ 1 0 メートル以下 ●野立て広告塔・野立て広告板は以下のとおりとする。 【高 さ】地上からの高さ 1 0 メートル以下 歴史的まちなみのイメージに調和するよう以下の事項に配慮すること。 ●非自家用広告は設置しないこと。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ●広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度 1 から 9 . 5 まで）又は低彩度の茶系色（色相 2 . 5 Y から 5 Y まで又は 2 . 5 Y R から 1 0 Y R まで、彩度 4 以下、明度 1 から 8 まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。 ●屋外広告物の上端は高さ 5 メートル以下とすること。 ●建築物又は工作物を利用する屋上広告は設置しないこと。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根についてはこの限りでない。 ●建築物又は工作物を利用する突出広告は設置しないこと。 ●電柱又は街灯柱等を利用する巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告は設置しないこと。 ●野立て広告塔、野立て広告板は、総表示面積を 1 . 6 平方メートル以内、かつ 1 面 0 . 5 平方メートル以内とすること。 ●アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙、はり札等は設置しないこと。	
エ	旧 小澤家住宅周辺地区	歴史的まちなみに調和するよう以下の事項に配慮すること。 ●非自家用広告は設置しないこと。ただし、当該区域内の催しに関わるものは除く。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ●屋上広告、突出広告、巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕は設置しないこと。 ● 1 営業所等につき、総表示面積を 10 平方メートル以内とすること。	

も の	のを利用してこれらに袖付けにするものをいう。)		の下端までの高さ	地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上		
			掲出方向	原則として道路の外側		
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。		
広 告 塔 又 は 広 告 板	野立て広告塔 野立て広告板 （「野立て広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。） （「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。）	(1) 自家 用広告物等 で別表第 2(2)条例第 10 条第 2 項 第 1 号に掲 げる広告物 等の項に掲 げるもの以 外のもの	高さ	地上からの高さ 10 メートル以下		
			表示面積	30 平方メートル以内 （複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、60 平方メートル以内、かつ、1 面 30 平方メートル以内）		
				その他	ア 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
		(2) 特定 の施設の位 置又は所在 を表示し、 又は案内す ることを目 的とするも の	表示個数	住所又は 1 つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「1 営業所等」という。）につき 2 個以内		
			表示面積	1 個当たり 2 平方メートル以内（複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあっては、1 営業所等当たり 2 平方メートル以内で、かつ、総表示面積 10 平方メートル以内）		
			高さ	地上から 3 メートル以下		
		(3) 前 2 号に掲げる もの以外の もの	その他	ア 表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。 イ 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 ウ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。		
			高さ	地上からの高さ 6 メートル以下		
			表示面積	30 平方メートル以内		
		条 例 第 6 条 第 5 号	アーチ広告 （「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。）		広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5.0 メートル以上
					その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
			アドバルーン （「アドバルーン」と		大きさ等	(1) 長さ 10 メートル以下、幅 1.5 メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。

●壁面広告は以下の通りとする。 【高 さ】地上からの高さ 4. 5 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。） 【表示面積】 3 平方メートル以内 【色 彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9. 5 まで）又は茶系色（色相 2. 5 Y から 5 Y まで又は 2. 5 Y R から 1 0 Y R まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。 【そ の 他】建築物の壁面に直接塗装する広告物としな いこと。 ●野立て広告塔・野立て広告板は以下の通りとする。 【高 さ】地上からの高さ 2 メートル以下 【表示面積】 1 平方メートル以内 【色 彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9. 5 まで）又は茶系色（色相 2. 5 Y から 5 Y まで又は 2. 5 Y R から 1 0 Y R まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。 ●広告幕は以下の通りとする。 【大 き さ】幅 3 メートル以下、長さ 3 メートル以下
--

●壁面広告は以下の通りとする。

【高 さ】地上からの高さ 4. 5 メートル以下（自家用
広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に
限る。）を除く。）

【表示面積】 3 平方メートル以内

【色 彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2
から 9. 5 まで）又は茶系色（色相 2. 5 Y
から 5 Y まで又は 2. 5 Y R から 1 0 Y R ま
で、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。
ただし、表面に装飾的な着色を施していない
自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、こ
の限りではない。

【そ の 他】建築物の壁面に直接塗装する広告物としな
いこと。

●野立て広告塔・野立て広告板は以下の通りとする。

【高 さ】地上からの高さ 2 メートル以下

【表示面積】 1 平方メートル以内

【色 彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2
から 9. 5 まで）又は茶系色（色相 2. 5 Y
から 5 Y まで又は 2. 5 Y R から 1 0 Y R ま
で、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。
ただし、表面に装飾的な着色を施していない
自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、こ
の限りではない。

●広告幕は以下の通りとする。

【大 き さ】幅 3 メートル以下、長さ 3 メートル以下

に規定するもの	は、気球を利用して表示するものをいう。)		(2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告	表示面積	4 平方メートル以下
	(「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。)	広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告幕	大きさ	幅 1.2 メートル以下、長さ 15 メートル以下
	(「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの(壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。)をいう。)	広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5 メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	懸垂幕	大きさ	布状のものの幅 1.8 メートル以下、長さ 20 メートル以下
	(「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。)	表示面積	30 平方メートル以内
		個数	設置する壁面につき 5 個以内
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙	表示面積	1.5 平方メートル以内
	(「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。)	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり札等	表示面積	1.0 平方メートル以内
	(「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類す	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	<u>る広告物をいう。)</u>		
<u>広告旗</u> <u>(「広告旗」とは、容易に移動させることができ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられて、いる広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。)</u>	<u>大きさ</u>	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>	
	<u>その他</u>	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>	
<u>立看板等</u> <u>(「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。)</u>	<u>大きさ</u>	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>	
	<u>その他</u>	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>	

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 平成 28 年 1 月 1 日施行

<u>種類</u>		<u>基準</u>	
<u>全ての広告物等共通</u>		<u>表示又は設置禁止</u>	<u>(1) 非自家用広告物等</u> <u>(2) 可変表示式広告物</u> <u>(3) 突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙及びはり札等</u>
		<u>色彩</u>	<u>広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度 1 から 9.5 ま</u> <u>で）又は低彩度の茶系色（色相 2.5Y から 5Y まで又は 2.5Y R から 10Y R まで、彩度 4 以下、明度 1 から 8 ま</u> <u>で）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。）</u>
		<u>高さ</u>	<u>地上からの高さ 5 メートル以下</u>
<u>建築物又は工作物を利用す</u>	<u>屋上広告</u>	<u>表示数</u>	<u>1 面につき 1 広告内容（1 広告主）であること。</u>
		<u>表示面積</u>	<u>鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの</u>

るもの			設置する1建物につき総表示面積 300 平方メートル以内、かつ、1 面あたり 100 平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積 30 平方メートル以内
		表示位置	(1) 本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根に設置すること。 (2) 設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。(照明機器等を除く。)
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	表示面積	設置する壁面の面積の 4 分の 1 以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。)
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	表示面積	総表示面積 1.6 平方メートル以内、かつ、1 面 0.5 平方メートル以内
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第 6 条第 5 号に規定するもの	広告旗	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

エ 旧小澤家住宅周辺地区 令和 2 年 11 月 1 日施行

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	(1) 非自家用広告物等（当該区域内の催しに関わるものは除く。） (2) 可変表示式広告物 (3) 屋上広告、突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告及び懸垂幕
		表示面積	1 営業所等につき、総表示面積を 10 平方メートル以内とすること。
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	地上からの高さ 4.5 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。)
		表示面積	3 平方メートル以内
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。

			<u>(2) 窓又は開口部をふさがないものであること。</u>
		色彩	<u>マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9.5 まで）又は茶系色（色相 2.5 Y から 5 Y まで又は 2.5 Y R から 10 Y R まで、彩度 4 以下，明度 2 から 6 まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）</u>
		その他	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 建築物の壁面に直接塗装する広告物としないこと。</u>
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	<u>地上からの高さ 2 メートル以下</u>
		表示面積	<u>1 平方メートル以内</u>
		色彩	<u>マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9.5 まで）又は茶系色（色相 2.5 Y から 5 Y まで又は 2.5 Y R から 10 Y R まで、彩度 4 以下，明度 2 から 6 まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）</u>
		その他	<u>(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。</u> <u>(2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
条例第 6 条第 5 号に規定するもの	広告幕	大きさ	<u>幅 3 メートル以下、長さ 3 メートル以下</u>
		広告物等の下端までの高さ	<u>歩道上</u> <u>地上から 3.5 メートル以上</u> <u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> <u>地上から 5 メートル以上</u>
		その他	<u>(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> <u>(2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	はり紙	表示面積	<u>1.5 平方メートル以内</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	はり札等	表示面積	<u>1.0 平方メートル以内</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	広告旗	大きさ	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	立看板等	大きさ	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>
		その他	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>

オ 古町花街地区 令和〇年〇月〇日施行

(ア) 新道ゾーン

種類	基準
----	----

<u>全ての広告物等共通</u>		<u>表示又は設置禁止</u>	<u>(1) 非自家用広告物等（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りではない。）</u> <u>(2) 可変表示式広告物</u> <u>(3) 投影広告物（当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）</u> <u>(4) 広告物を表示していない掲出物件（広告幕及び提灯については、この限りでない。）</u> <u>(5) 道路の路面に表示する広告物等（法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りではない。）</u> <u>(6) 屋上広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕及び広告旗</u>
		<u>表示個数</u>	<u>複数の営業所等の広告物を設置する場合にあっては、一の広告物の種類に集約して表示又は設置（以下「集合型」という。）とすること。</u>
		<u>表示面積</u>	<u>1 営業所等につき、総表示面積を 3 平方メートル以内とすること。（簡易広告物の表示面積を除く。）</u>
		<u>表示内容</u>	<u>写真を使用しないこと。（はり紙、はり札等及び立看板等に表示するものであって営業内容を示すもの又は当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）</u>
		<u>照明</u>	<u>(1) 点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明は、使用しないこと。（法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。）</u> <u>(2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用しないこと。</u> <u>(3) 照明の色温度は、3,000 ケルビン以下とすること。（法令に基づくもの又は警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。）</u>
<u>建築物又</u>	<u>壁面広告</u>	<u>高さ</u>	<u>地上からの高さ 4 メートル以下（自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）を除く。）</u>
		<u>表示面積</u>	<u>集合型</u>

は工
作物
を利
用す
るも
の

		色彩 (1) 広告物の地の色及び表示面積の 3 分の 1 以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。(着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。) <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>1.5 以上 9.5 以下</td><td></td></tr><tr><td>10 R ～ 5 Y</td><td rowspan="2">2 以上 7 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> (2) 表示面全体で使用できる色数は、4 色以下とする。	色相	明度	彩度	無彩色	1.5 以上 9.5 以下		10 R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外	2 以下
色相	明度	彩度											
無彩色	1.5 以上 9.5 以下												
10 R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下											
上記以外		2 以下											
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。											
広 告 塔 又 は 広 告 板	野立て広告塔	表示個数	1 営業所等につき 1 個										
	野立て広告板	高さ	地上からの高さ 2 メートル以下										
		表示面積	集合型 1 営業所等につき 0.25 平方メートル以内とし、総表示面積 2 平方メートル以内、かつ、1 面につき 1 平方メートル以内 上記以外のもの 1 営業所等につき総表示面積 2 平方メートル以内、かつ、1 面につき 1 平方メートル以内										
		表示内容	自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）とする。(当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。)										
		色彩	(1) 広告物の地の色及び表示面積の 3 分の 1 以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。(着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。)	色相	明度	彩度	無彩色	1.5 以上 9.5 以下		10 R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下	上記以外
色相	明度	彩度											
無彩色	1.5 以上 9.5 以下												
10 R ～ 5 Y	2 以上 7 以下	4 以下											
上記以外		2 以下											
	後退距離	新道境界線から 0.3 メートル以上											

		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条 例 第 6 条 第 5 号 に 規 定 す る も の	<u>広告幕</u>	表示面積	1 営業所等につき 3 平方メートル以内
		表示内容	自家用広告物等（店名又は店名ロゴに限る。）とすること。 （当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）
		<u>広告物等の下端までの高さ</u>	<u>歩道上</u> 地上から 3.5 メートル以上 <u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> 地上から 5 メートル以上
		色彩	(1) 広告物に使用できる色彩は、マンセル値によるものとし、彩度 11 以下とすること。 (2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までとし、合計 3 色以内とする。 （当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (3) 綿、麻その他これらに類する布製の暖簾とすること。
	<u>提灯</u> （「提灯」とは、竹等の伸縮性のある枠に紙等を貼り、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるものをいう。）	表示面積	1 営業所等につき総表示面積 1 平方メートル以内、かつ、1 基につき 0.5 平方メートル以内
		表示内容	自家用広告物等（店名又は店名ロゴに限る。）とすること。 （当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）
		色彩	(1) 広告物の地の色は、白又は赤色に限る。 （着色を施していない和紙の色彩を使用するもの並びに当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。） (2) 広告物に使用できる色数は、有彩色を 1 色までとし、合計 3 色以内とする。 （当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	<u>はり紙</u>	<u>表示面積</u>	<u>1.5 平方メートル以内</u>
		<u>表示個数</u>	<u>1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）</u>
		<u>その他</u>	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。</u>
	<u>はり札等</u>	<u>表示面積</u>	<u>1.0 平方メートル以内</u>
		<u>表示個数</u>	<u>1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（ただし、当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）</u>
		<u>その他</u>	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。</u>
	<u>立看板等</u>	<u>高さ</u>	<u>地上からの高さ 1.2 メートル以下</u>
		<u>表示面積</u>	<u>1 営業所等当たり 1.2 平方メートル以内、かつ、1 面 0.6 平方メートル以内</u>
		<u>大きさ</u>	<u>横 1 メートル以下</u>
		<u>表示個数</u>	<u>1 営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計 10 個以内（ただし、当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものを除く。）</u>
		<u>その他</u>	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>

（イ）東堀・西堀・古町通ゾーン

<u>種類</u>	<u>基準</u>	
<u>全ての広告物等共通</u>	<u>表示又は設置禁止</u>	<u>(1) 非自家用広告物等（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りではない。）</u> <u>(2) 可変表示式広告物（1 基につき 0.5 平方メートルを超えないものは、この限りでない。）</u> <u>(3) 投影広告物（当該区域に関連するおどりその他これらに類するものの催し等に係るものについては、この限りでない。）</u>
	<u>照明</u>	<u>(1) 点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明は、使用しないこと。（法令に基づくもの及び警告若しくは交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要のものは、この限りでない。）</u> <u>(2) ネオン照明その他これに類する照明は、使用し</u>

			ないこと。（1 基につき 0.5 平方メートルを超えないものは、この限りでない。）
建築物又は工作物を利用するものの	屋上広告	表示数	1 面につき 1 広告内容（1 広告主）であること。
		高さ	10 メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下 市道中央 3－8 0 号線の道路中心線より南側の敷地に設置するもの 地上からの高さ 40 メートル以下 市道中央 3－8 0 号線の道路中心線から北側の敷地に設置するもの 地上からの高さ 30 メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する 1 建物につき総表示面積 300 平方メートル以内、かつ、1 面あたり 100 平方メートル以内 上記以外のもの 設置する 1 建物につき総表示面積 30 平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	高さ	地上からの高さ 10 メートル以下（自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）を除く。）
		表示面積	設置する壁面の面積の 4 分の 1 以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 (2) 壁面に直接塗装する広告物としないこと。
	突出広告	表示個数	1 壁面につき 3 個以内（自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表 2(2) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		道路への突出幅	1 メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電	巻付広告及び直接塗装	表示個数	柱 1 本につき 1 個

柱又は街灯柱等を利用するものの	広告	長さ	1.5メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から1.2メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告	表示個数	柱1本につき1個
		長さ	1.5メートル以下
		突出幅	0.8メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広野立て広告塔又は広野立て広告板	高さ	地上からの高さ6メートル以下
		表示面積	地上からの高さ2メートル以下30平方メートル以内 (1面15平方メートル以内)
		その他	(1) 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定するものの	アーチ広告	広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5.0メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	アドバルーン	大きさ等	(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告	表示面積	4平方メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告幕	大きさ	幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下
		広告物等	歩道上

		<u>の下端までの高さ</u>	<u>地上から 3.5 メートル以上</u> <u>車道上及び歩車道の区分のない道路上</u> <u>地上から 5 メートル以上</u>
		<u>その他</u>	<u>(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> <u>(2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	<u>懸垂幕</u>	<u>大きさ</u>	<u>布状のものの幅 1.8 メートル以下、長さ 20 メートル以下</u>
		<u>表示面積</u>	<u>30 平方メートル以内</u>
		<u>個数</u>	<u>設置する壁面につき 5 個以内</u>
		<u>その他</u>	<u>(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。</u> <u>(2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	<u>はり紙</u>	<u>表示面積</u>	<u>1.5 平方メートル以内</u>
		<u>その他</u>	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。</u>
	<u>はり札等</u>	<u>表示面積</u>	<u>1.0 平方メートル以内</u>
		<u>その他</u>	<u>(1) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u> <u>(2) 同じ内容のものを複数掲出しないこと。</u>
	<u>広告旗</u>	<u>大きさ</u>	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>
		<u>その他</u>	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>
	<u>立看板等</u>	<u>大きさ</u>	<u>縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下</u>
		<u>その他</u>	<u>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</u>

注 1 これらの表において自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。

2 これらの表において管理用広告物等とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

3 これらの表において非自家用広告物等とは、自家用広告物等及び管理用広告物等以外の広告物等をいう。

4 これらの表において可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

5 これらの表において投影広告物とは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。

6 これらの表において店名ロゴとは、店名を図形等に表したものをいう。

7 これらの表において地の色とは、文字や図形の背景となる部分の色をいう。

8 これらの表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、これらの表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。

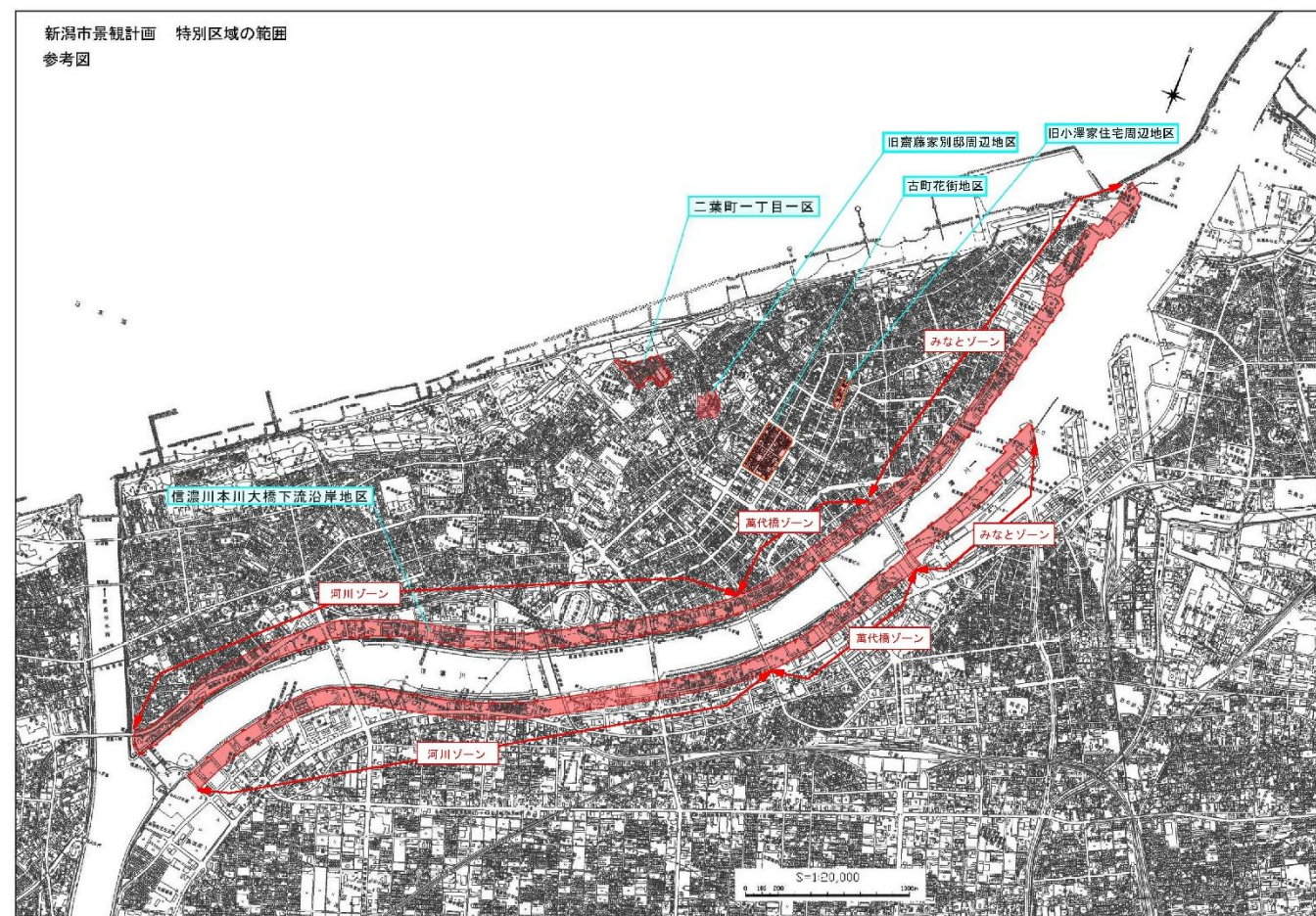
(3) 特別区域の変更に伴う広告物の規格等の経過措置

ア 変更後の新潟市景観計画により前号に定める規格が施行される日前に、新潟市屋

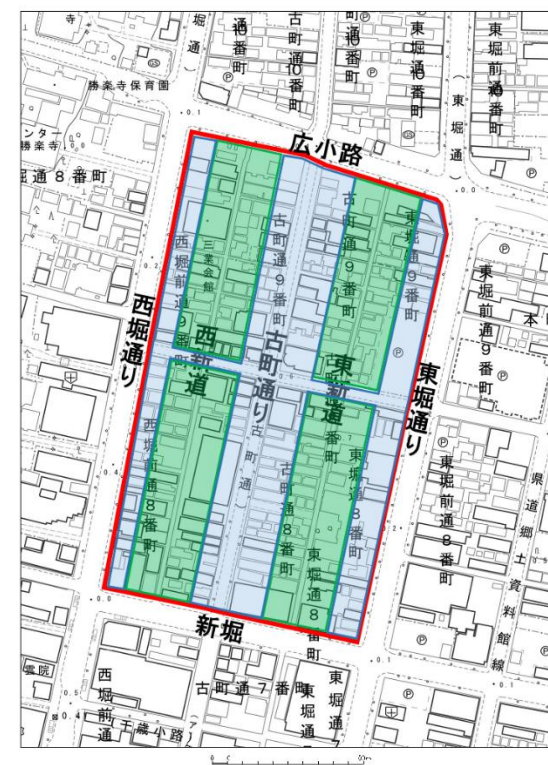
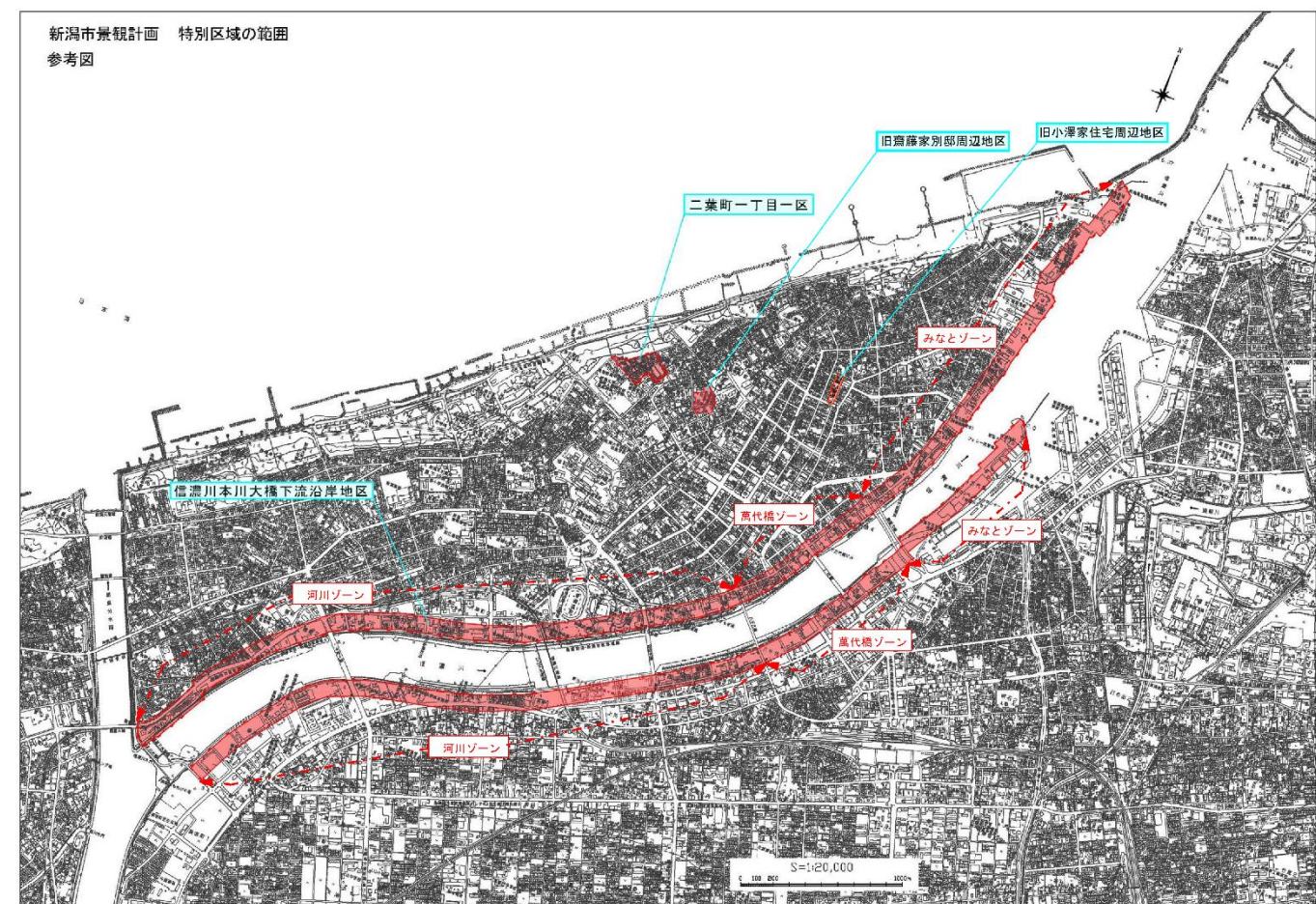
外広告物条例の規定により許可を受けている広告物等の規格については、前号に定める規格にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間（当該広告物等のうち改修、移転又は除却が容易でないと市長が認める広告物等の規格については、当分の間）、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けている広告物等について同条例第 4 条第 1 項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする場合は、この限りでない。

イ 変更後の新潟市景観計画により前号に定める規格が施行される日前に適法に表示され、又は設置されている広告物等（アに規定するものを除く。）の規格については、前号に定める規格にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造（同条例施行規則第 8 条に規定する軽微な変更又は改造を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。

新潟市景観計画 特別区域の範囲
参考図



新潟市景観計画 特別区域の範囲
参考図



凡例

- 特別区域 古町花街地区
- 新道ゾーン
(新道の道路中心線より 20m)
- 東堀・西堀・古町通ゾーン